

# 沼津市男女共生プラン推進委員会設置要綱

## (設置)

**第1条** めまづ男女<sup>ひと</sup>ハーモニープラン(以下「プラン」という。)を総合的に推進するため、沼津市男女共生プラン推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

**第2条** 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プランの推進に関すること。
- (2) その他、プラン推進に関し必要な事項に関すること。

## (組織)

**第3条** 推進委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各諸団体代表
- (3) 公募市民

## (委員長及び副委員長)

**第4条** 推進委員会に委員長1人、副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、沼津市男女共生推進プラン策定委員会の委員長及び副委員長を充てる。
- 3 委員長は、推進委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

## (任期)

**第5条** 委員の任期は3年とするが、再任を妨げない。

ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (会議)

**第6条** 推進委員会は委員長が招集し、委員長は会議の議長になる。

- 2 推進委員会で必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

## (庶務)

**第7条** 推進委員会の庶務は、政策企画課男女共生推進室において処理する。

## (委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

## 沼津市男女共生プラン推進委員会名簿（平成14年度～16年度）

	氏 名	団 体 名 等	備 考
1	笹 原 恵	静岡大学助教授	委員長
2	平 井 和 子	静岡大学非常勤講師	副委員長( H14 ～ 15 年度 )
3	鳥羽山 信 子	公募委員 沼津ピア会長	副委員長 ( H16 年度 )
4	赤 堀 一 江	沼津市商工会議所女性会代表	
5	柏 木 雅 博	沼津市青年会議所 OB	
6	勝 俣 文 子	公募市民 大学院生	H15 年度～
7	川 口 勇	沼津市連合自治会代表	
8	塩 崎 史 子	公募委員 元教員	
9	田 中 薫	公募委員 弁護士	
10	深 澤 園 美	南駿農業協同組合女性部代表	
11	藤 田 良 子	沼津市幼児教育研究協議会代表	
12	堀 隆 久	ハローワーク静岡就職支援ナビゲーター	
13	本 間 美 子	公募委員 主婦	H14 ～ 15 年度
14	松 本 徳 子	公募委員 IT関連会社経営	H15 年度～
15	光 藤 あさ美	アミーぬまづ代表	H15 年度～
16	湯 浅 優 子	アミーぬまづ代表	H14 年度